

■表記の変更 2014 年 12 月 25 日

附表の「現在発動中の特殊関税」の一部を変更する。

《2014 年 12 月 25 日より》

頁										
附表 7	新	<p>1. 不当廉売関税（関税定率法第 8 条） （省略）</p> <p><u>2. 不当廉売関税（暫定措置）（関税定率法第 8 条）</u> <u>中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）産トルエンジイソシアナート</u></p> <table border="1" data-bbox="395 613 1358 860"> <tr> <td data-bbox="395 613 555 696"><u>対象品目</u></td> <td data-bbox="555 613 1358 696"><u>関税率表第 2929.10 号に掲げる物品のうちトルエンジイソシアナート</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 696 555 734"><u>税率</u></td> <td data-bbox="555 696 1358 734"><u>69.4%</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 734 555 772"><u>課税期間</u></td> <td data-bbox="555 734 1358 772"><u>平成 26 年 12 月 25 日～平成 27 年 4 月 24 日</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 772 555 860"><u>根拠法令</u></td> <td data-bbox="555 772 1358 860"><u>トルエンジイソシアナートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令</u></td> </tr> </table> <p><u>（注）上記の関税は、実行関税率表に掲載された税率による関税のほかに追加的に課されるものです。</u></p>	<u>対象品目</u>	<u>関税率表第 2929.10 号に掲げる物品のうちトルエンジイソシアナート</u>	<u>税率</u>	<u>69.4%</u>	<u>課税期間</u>	<u>平成 26 年 12 月 25 日～平成 27 年 4 月 24 日</u>	<u>根拠法令</u>	<u>トルエンジイソシアナートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令</u>
	<u>対象品目</u>	<u>関税率表第 2929.10 号に掲げる物品のうちトルエンジイソシアナート</u>								
<u>税率</u>	<u>69.4%</u>									
<u>課税期間</u>	<u>平成 26 年 12 月 25 日～平成 27 年 4 月 24 日</u>									
<u>根拠法令</u>	<u>トルエンジイソシアナートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令</u>									
旧	<p>1. 不当廉売関税（関税定率法第 8 条） （省略）</p> <p><u>（新規）</u></p>									